

# 藤本発電所（荒瀬ダム）の対応方針について

平成22年2月3日

## 1. これまでの経緯について

- 平成20年11月に、荒瀬ダム庁内プロジェクトチームによる検証を踏まえ、深刻な財政危機にある本県の現状ではダムを存続させることが最も適切と判断。但し、発電事業を未来永劫存続させることが最善の選択肢とは言えず、撤去が可能となる4条件が整えばいずれ撤去すべきであり、その条件が整うまでは存続し地域と共生するダムを目指すとの知事表明を行った。
- その後、地元要望を踏まえて全庁的に「荒瀬ダム対策アクションプラン」を取りまとめ、環境に配慮した地元と共生するダム運用について、地元の説明し理解を得たいと考え準備を進めてきた。
- 一方、昨年9月の政権交代で民主党政権が誕生し、地元の撤去への期待が一気に高まったことや衆院選挙前に民主党幹部が荒瀬ダム撤去への支援を述べていたことから、県としては国に対して、荒瀬ダム撤去に係る財政的・技術的支援を求める要望を行ってきた（平成21年10月14日、同11月25日）。これについての回答を、本年1月14日になってようやく前原国土交通大臣から得た。

## 2. 国の回答について

### ○荒瀬ダム撤去への国の財政支援について

国は撤去資金の補助という直接的な支援はできない。22年度予算に計上する「社会資本整備総合交付金（仮称）」を撤去費用に活用してはどうかとの提案あり。また、全国の老朽化した工作物の取扱いを検討し、今夏頃までに方針を出す。（しかし、前原国交大臣は、1月15日の記者会見で「荒瀬ダムは老朽化しているとは言えず、老朽工作物の検討の対象外となる」と発言。）

### ○水利権について

現在の藤本発電所（荒瀬ダム）の水利権は、本年3月31日の期限がくれば失効し、別の水利権が必要。水利権申請に対する標準審査期間は5ヶ月で3月末までの許可は難しい。関係河川使用者（球磨川漁協）の同意がなければ、更に審査に時間を要する。

## 3. ダム存続の検証について

### (1) ダム存続についての経費の増加と前提条件の変化

- 平成20年11月の「ダム存続」判断時の県の考え方は、水利権は「許可期間の満了によって失効せず、許可期間内にダム設置者が事情変更によって更新申請を行えば、たとえ期限を過ぎたとしても不許可処分があるまでは効力を存する。」というものであった。

しかし、今回の国の回答によれば、水利権は3月末に失効し新たに別の水利権取得の申請をしても期限内許可は難しいことから、4月以降は許可されるまで取水・発電停止の状態になってしまうとともに、九州電力に対し総括原価方式による売電ができなくなる可能性がある。更に、最終的に不許可になる可能性もあるなど水利権取得が不透明になった。

- ダム存続のため水利権取得を目指す場合、国は審査期間として最低5ヶ月を要するとしており、4月以降は発電停止のままゲートを開放せざるをえなくなる可能性が高い。また加えて、球磨川漁協の同意がなければ社会資本整備審議会の意見を聞くなどの手続きを要することから、発電停止の状況が更に長期化することになる。その間は全く収入がなく、一方、その間も一定のダムの維持管理は必要なため、その経費負担のみが増大するという状態が続き、企業局の運営や県財政にも深刻な影響を及ぼすことになる。

\*発電停止となる間、ダムを維持管理するために必要な経費  
人件費、市町村交付金、設備等の保守点検、一般管理費など、年間3～4億円

- また、仮に許可を得られたとしても漁業補償が発生する可能性があり、その場合は補償問題が結着するまで発電できず長期にわたって経費のみが嵩むとともに、漁業補償の負担が新たに追加されるという事態になり、ダムを存続することは大きな負担増を招く恐れがある。更に、発電停止に伴ってその期間ダムを維持管理するために必要な経費や、漁業補償等の経費を売電価格に転嫁することは難しく、ダム存続の対策費を売電価格で回収することによって実質負担を大きく軽減できるとした財政試算の前提が崩れる。

## (2) 水利権取得について

- 県としては、期限前6ヶ月から水利権申請が可能になることを踏まえ、早期の申請に向け準備を進めてきた。一方、政権交代後、ダム撤去への国の支援の可能性について地元の期待が高まる中、撤去に向けた条件整備として国への支援要望に最大限に取り組んできた。そして、これらの国支援の検討状況を見極める必要があると考え、地元の情勢に配慮して水利権の申請を控えてきた。
- 水利権については、国との事務協議等を踏まえて「更新」として考えを整理してきたが、現行水利権が撤去を前提としたもので全国的に例がないとはいえ、申請期限が迫る中で国が示してきた「3月末で失効し、新たに別の水利権取得の申請を要する」という考えは、これまでの県の考えと大きな乖離がある。しかし、これを受け入れられないとして国と訴訟で争っても（行政事件訴訟法、国家賠償法）、訴訟が長引き発電できない期間が長期化することが考えられること、更に訴訟の結果、最終的に県が敗訴した場合、違法工作物として除去するよう求められる可能性もあること等、地元の反対に加えて国との係争で県政の混乱が長期化する恐れがある。

#### 4. 今後の対応について

県としては、以上のダム存続の検証の結果、

① 水利権取得そのものが不透明 ② 現行水利権が3月末で失効し発電停止期間が長期化すれば、ダム存続の前提とした財政試算が崩れる ③ 国と係争して本格的な水利権取得を目指した場合、混乱が生じ長期化する恐れがあるなど、平成20年11月のダム存続とした判断の前提が大きく変わり、今後もダムを存続し売電を行っていくことは困難と判断せざるを得ない。従って、今後の対応方針については以下のとおりとする。

(1) 荒瀬ダムについては撤去する。従って今後、撤去に向けた取組みとして河川管理者との協議を行い、撤去計画の策定、水質や底質等の環境モニタリング、堆砂や泥土の除去などを行っていく。ダムの本体撤去は、その準備のためこうした作業期間が少なくとも2年程度必要であるため、平成24年度から着手する。

(2) ダム本体撤去に着手するまでの間に、以下の条件整備に取り組む。

① 国に対して、今夏までに取りまとめる老朽化した工作物の取扱方針の中に、役割を終えた工作物として荒瀬ダムを対象に加えること、また、社会資本整備総合交付金（仮称）の県への配分額の増加や対象事業の追加・拡充、及び特別交付税の増額を強く働きかける。また、企業局は一層の経営努力に努める。こういったことにより、少しでも撤去費用の確保を図り、県財政に支障が生じないように努める。

② 道路や河川護岸の安全性の確保について、国に対して河川管理者として治水対策に主体的に取り組むよう求める。

③ 代替橋や農業用水の確保など地域の要望については、八代市や、地元に対しても主体的に解決を図るよう求める。

④ 環境への負の影響を少なくするため、専門技術的な観点からの国の支援を求める。

(3) 水利権については、上記(1)の準備やその期間におけるダム管理費などの経費に充てるとともに撤去資金の確保に資するため、藤本発電所（荒瀬ダム）の発電事業を、平成24年3月31日まで継続できるよう水利権の許可期間を2年間延長する申請を行うこととし、速やかに許可が得られるよう国に対して働きかける。

(4) 国や八代市のみならず、地元住民や漁業及び農業関係者、九州電力、専門家などの幅広い協力を得て、ダム撤去に伴う諸問題の解決に努める。